

能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般、本校の入学予定者のうち、令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域に居住する学費支弁者に対して、次のとおり特別措置をいたします。

1 入学金・授業料等について

り災証明書に記載された被災状況によって、以下の措置を適用します。

区分	被災状況	特別措置
A	学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、全焼もしくは流失	入学金の全額相当額及び令和6年度の授業料等の全額相当額を給付
B	学費支弁者が居住する家屋の半壊もしくは半焼	入学金の全額相当額及び令和6年度の授業料等の半額相当額を給付

2 申請方法・給付方法について

該当する方は、事前に「3. お問い合わせ及び申請先」の問い合わせ先まで御連絡ください。なお、申請にあたり「り災証明書（写し可）」の提出が必要になりますので、ご準備をお願いします。

3 お問い合わせ及び申請先

日本大学豊山高等学校中学校 事務室庶務係 電話：03-3943-2161(代表)

以 上